

平成24年12月17日
社団法人日本印刷産業連合会

出版者への著作隣接権付与に関する印刷業界の対応について

デジタル・ネットワーク社会における我が国の印刷・出版文化の維持・発展とそのための基盤整備のあり方に関する論議を進める財界一員として、我々印刷業界は多くの期待をもって三省懇談会をはじめ、文化庁の出版者への権利付与に係る研究会等、様々なプロジェクトや研究会に参画してまいりました。

一方、印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会（中川勉強会）とは、9月と11月の2回の意見交換会で、著作隣接権付与に関する出版者のご意見を伺うことができました。海賊版対策については、我々印刷業界としてもその必要性を認めるものであり、有効な対策が急務と考えます。とはいえ、出版者への著作隣接権付与に向けた議員立法化は拙速につき反対であるとの意見を表明させて頂きました。

多様なステークホルダーが関与する著作隣接権を一方的に出版者に付与するのではなく、むしろ、電子出版にも対応するべく現状の出版権の拡大および著作者と出版者との契約強化による対応策が最善であると考えます。したがいまして、公益財団法人人文字・活字文化推進機構よりご提案を受けた「『出版物に関する権利』運用ガイドライン委員会へのご参加のお願い」につきましては、今般、辞退させて頂く意向です。

今後、ぜひ開かれた場において、出版者への新たな権利付与の必要性と、必要であるとすればどのような権利が望ましいのかを固定観念に拘束されることなく、相互に心を開いて自由な意見交換を進めていくことを切に希望してやみません。一方的な決議に国民を誘導するような方法論ではなく、文化庁における審議会等を通じ、ステークホルダーが一堂に会した実のある意見交換会を実現して頂きたく願う次第です。

印刷・出版文化を担う同じ立場として、これまで築き上げてきた相互の信頼関係を失うことなく、すべての国民的参加と議論の上で、我が国の明るい印刷・出版文化の新たなステージに向けて、我々印刷業界は今後益々出版業界と一体となって出版産業の発展を心より願うものであります。

以上

平成25年3月1日
社団法人日本印刷産業連合会

経団連の「電子出版権」の提言を支持します。

日本印刷産業連合会（以下、日印産連）は、昨年12月17日付プレスリリースにおいて、印刷業界としても出版物の海賊版対策の必要性を認めるものであり、有効な対策として電子出版物に関する出版権を設定し、公衆送信権や複製権を再許諾できるように出版権を拡大することを解決策として提案しました。また、出版者への著作隣接権付与に向けた拙速な法制化については、反対であるとの意見表明を行いました。

出版者への著作隣接権付与については、関係諸団体からも反対や不同意の意見表明が行われ、2月19日には日本経済団体連合会より「電子出版権」の新設を求める提言が公表されました。日印産連は、著作隣接権ワーキンググループ検討委員会を通してこの提言を検討した結果、日印産連の考え方と方向性が一致することを確認し、この提言を支持します。

今後、文化庁の文化審議会等において、幅広い意見交換を通じて国民の多くが望むデジタル・ネットワーク社会にふさわしい法案をまとめ、タイムリーに法改正されることを希望します。

以上